

事業系一般廃棄物・産業廃棄物の分別表

株式会社MANO (2020年4月現在)

可燃ごみ (一般廃棄物)



リサイクル出来ない紙類、生ごみ、吸い殻
剪定した葉や草、布きれなど
※従業員が個人消費したプラスチック類など

プラスチック (産業廃棄物)



プラスチック製品、ビニール、ゴム
発泡スチロール、ペットボトルなど
※従業員が個人消費したプラスチック類などを除く

資源ごみ (再資源品)



飲料系のビン・缶など
※従業員が個人消費したビン・缶に限る

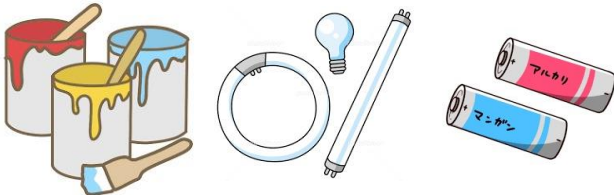
資源ごみ (再資源品)



段ボール、雑誌、新聞紙など

処理困難物

(産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物)



廃油類、蛍光灯、電池など

粗大ごみ (産業廃棄物・家電リサイクル品)



机、椅子、ロッカー、パソコン
家電リサイクル品など

< 備考 >

事業系ごみとは、事業活動によって排出される廃棄物のことです。

事業活動とは、店舗、会社、工場など営利を目的とする活動だけでなく、ボランティア活動団体や病院、学校、官公署などの公共サービス等の活動も含まれます。

また、事業者とは、業種や営利目的の有無、規模の大小にかかわらず、すべての事業を営むものを含みます。したがって、個人の事業を営むものから会社、工場、公共施設などで事業を営むものすべてが対象となります。

事業系ごみは、「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分類され、それぞれ定められた処理が義務付けられています。